

# 火薬類製造施設等の変更許可

## (法第10条第1項)

火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければなりません。また、工事が完成した後、完成検査を受けた後でなければ施設を使用することはできません。

ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令に定める軽微な変更をしようとするときは、変更の許可は不要ですが、その完成後に遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出てください。

なお、変更申請に伴い危害予防規程に変更が生じる場合は、下記の「○危害予防規程の変更認可（法第28条第1項）」の変更認可の手続が必要です。

### ○提出書類

- 1 火薬類製造施設等変更許可申請書
- 2 製造所の位置図（最寄りの駅、バス停記載）
- 3 製造所付近の見取図（工室等の配置図及びその保安間隔と保安距離を記載）
- 4 変更の概要を記載した書面・図面等

※変更の前後の両方の書類を添付

- 5 省令第4条第1項各号（定置式製造設備に係る製造方法の基準）に掲げる事項の適合状況

※変更に係る部分のみ記載

- 6 省令第5条第1項各号（定置式製造設備に係る製造方法の基準）に掲げる事項の適合状況

※変更に係る部分のみ記載

7 製造許可書の写し（過去に変更許可を受けている場合は、その写しも含む）

8 手数料 不要

※変更許可申請には手数料が不要ですが、完成検査には手数料

（41,000円）が必要です。

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

○危害予防規程の変更認可（法第28条第1項）

火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、危害予防規程に変更が生じる場合は、変更の認可を受けなければなりません。

提出部数正副2部

1 危害予防規程（変更）認可申請書

2 危害予防規程

※変更する箇所の新旧対照表及び変更後の全体の危害予防規程

3 手数料 不要